

みなとみらい21街づくり基本協定運営規程

制 定 2009(平成21)年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、みなとみらい21街づくり基本協定（以下「協定」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(協定の運営)

第2条 一般社団法人横浜みなとみらい21の理事長（以下「理事長」という。）は、次に掲げる事項について、次条に定めるみなとみらい21街づくり基本協定運営委員会（以下「協定運営委員会」という。）に諮らなければならない。

- (1) 協定第1条第2項に定める規準の作成又は変更に関する事。
 - (2) 協定第1条第2項の規定により作成した規準に基づく審査に関する事。
 - (3) 協定第4条に定める協定の区域の変更に関する事。
 - (4) 協定第5条第3項の審査に関する事。
 - (5) 協定第6条第2項第1号、第7条第1項第1号、同条第2項第2号、同条第3項第1号第2号及び同条第5項第2号の審査に関する事。
 - (6) 協定第6条第2項第2号に定める住宅戸数配分に関する事。
 - (7) 協定第8条第1項、第3項、第4項、第5項、第7項、第8項、第9項に係る都市管理上必要な事。
 - (8) 協定第8条第6項に定める基準の作成に関する事。
 - (9) 協定の解釈等に疑義を生じた場合の措置に関する調整及び協議に関する事。
 - (10) その他、協定及びみなとみらい21の街づくりに関し土地の所有者等が協力して行うべき事。
- 2 協定運営委員会は、理事長から諮られた事項について審議し、その結果を理事長に報告する。
- 3 理事長は、第1項各号に掲げる事項について、協定運営委員会からの報告に基づき承認する。

(協定運営委員会)

第3条 協定運営委員会は、一般社団法人横浜みなとみらい21専務理事及び理事長が協定締結者の中から選任した者をもって構成する。

- 2 協定運営委員会に委員長及び副委員長1人置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、協定運営委員会を代表し、その業務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(協定運営委員会の会議)

- 第4条 協定運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、協定運営委員会の招集は、理事長が行う。
- 2 協定運営委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開会することができない。
 - 3 協定運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

- 第5条 協定運営委員会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
 - 3 専門部会に部会長を置き、部会長は、専門部会の委員の互選によって定める。
 - 4 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「専門部会の委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

- 第6条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協定運営委員会に専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他理事長が必要と認める者のうちから、理事長が選任する。

(協定運営委員会委員及び専門委員の守秘義務)

- 第7条 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(協定運営委員会における関係者の意見聴取等)

- 第8条 委員長は、協定運営委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(協定締結者会議)

- 第9条 協定を変更し、又は廃止しようとするときは、みなとみらい21街づくり基本協定締結者会議（以下「協定締結者会議」という。）を開催しなければならない。
- 2 協定締結者会議は、協定締結者の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。
 - 3 協定締結者会議は、理事長が招集し、理事長がその議長となる。
 - 4 協定締結者会議の議事は、協定第3条の規定により決する。

(協定締結者会議での表決権等)

第10条 協定締結者の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により協定締結者会議に出席できない協定締結者は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の協定締結者を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した協定締結者は、前条の適用については、協定締結者会議に出席したものとみなす。

(協定運営委員会の報告)

第11条 理事長は、第9条の規定にかかわらず、協定運営委員会の報告のため、2年に1回協定締結者会議を開会することができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、協定の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

(附則)

この規程は、2009(平成21)年4月1日から施行する。